令和８年度岡山デニム販路拡大支援事業　審査要領

１　目的

岡山デニム販路拡大支援事業に対して応募のあった提案書から、当該事業の趣旨に合致し、かつ事業計画の内容が最も適切と認められるものを選定するため、審査方法を定めるものとする。

２　審査会

（１）審査員は次の者を充てる。

産業企画課長、産業振興課長、産業振興課地域班長

なお、審査員長は産業振興課長をもって充てる。

（２）審査員は別紙書類審査票（以下「審査票」という。）を用いて書類審査を実施する。

３　審査基準等

（１）各審査員は応募提案書毎に、審査票の各項目について審査する。技術提案：経費見積書＝９０：１０とし、全項目の合計点を算出の上、それを参考として総合的に選定審査を行うとする。

（２）最も多くの点を得た案が複数ある場合は、審査委員長の裁定により決する。

附則

この要領は、令和８年１０月２８日から施行する。

書類審査票

整理番号	

審査者名	

項　　目	評価得点
技術提案	合計　　/90
①　スタッフは専門的な知識、能力、経験を備えているか	/15
②　応募者の事業実施体制は整備されているか	/15
③　招聘者との連絡調整体制は適切なものであるか	/15
④　企画内容の工夫が凝らされ、かつ実現可能であるか	/15
⑤　効率的かつ安全性に配慮した工程、移動計画であるか	/15
⑥　同種類似事業の実績は十分か	/15
見積金額	合計　/10
合　計　得　点	点

備考欄	

備考欄には、当該企画案に対するコメントを記入する。